

平成 23 年度小笠原諸島森林生態系保護地域保全管理委員会
第 1 回利用専門部会 議事概要

平成 23 年 10 月 1 日（土）14：30～15:45
小笠原村地域福祉センター 2 階会議室

1 利用ルールについて

(1) 傘山、躑躅山ルートにおけるオガサワラノスリのモニタリング結果について

現行どおり月 1 回のモニタリングを継続することが了承された。

なお、委員から出された主な意見、質疑等は以下のとおり。

- ・モニタリング票に飛行機に反応したと思われるノスリの行動を記載する場合は、飛行機の種類や飛行目的、飛行高度等も記載した方が、飛行がノスリに影響しているか、していないかのデータになる。

(2) 聳島における利用ルールの取扱い

来年 9 月末まで試行期間を延長することが了承された。

なお、委員から出された主な意見、質疑等は以下のとおり。

- ・ガイドがカメラのような基本的なものを忘れてしまうようでは、外来種のチェックをしているかどうか不安になるので、利用は考えなければならなくなる。外来種は 1 回持ち込めば終わりなので、上陸あるいは上陸準備の時のチェックを徹底してもらいたい。
- ・「聳島環境教育解説状況」の内容は、単なるガイディングであり、環境教育と呼べるものではないので、このような表現は誤解の元になるのではないか。
- ・聳島ルートがモデルになり、現在行われている他の指定ルートでのガイディングにも環境教育の側面を盛り込む方向性になるのか。
- ・利用者数については、平成 23 年の数字だけでなく、概数で構わないので平成 21 年、22 年の実績（利用業者数、利用者数）を記載し、データとして蓄積してほしい。
- ・他の指定ルート同様、一人のガイドが何名までお客を連れて行っても良いかについてもデータ化して考えてほしい。
- ・利用回数が増えていることや、モニタリングの対象は植物が主であることから、試行期間を延長するならば、毎回試行報告書を提出するのではなく、例えば 1 ヶ月に 1 回などに減らしてもらえれば、観光協会としてもさらに指導がしやすくなる。
- ・聳島は植生が非常に貧弱であるので、スナハキバチや試行ルートの話だけではなく、植生回復についても力を入れてほしい。
- ・聳島は観光以外にも研究等で利用されているので、観光利用以外でも利用状況のデータを取るほか、観光利用同様に外来種対策等を周知徹底してもらいたい。
- ・指定ルートにおける立木の枝払い等の整備は、現在行われているように、今後もある程度の技術をもった G S S が保全センターと相談しながら実施してほしい。
- ・指定ルート上の障害物や危険箇所の周知は、ルートの出入口のインフォメーション

ボードを利用して実施し、お客とガイドの安全を守ってはどうか。

- ・植物社会全体が残されることによって、希少種も一般種も残るのであり、特に聳島の植生は非常に貧弱であることから、希少種でなくてもルート上の立木の枝払い等は慎重に実施すべき。

(3) その他

- ・父島中部の東側のギンネムを駆除するため、増加の起源となっている夜明け山の下のアカギ群落を整備し、夜明け平流域沿いのアカギをできるだけ駆除してもらいたい。